

## 神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和5年11月7日（火） 18：30～18：40
2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）
3. 出席者：
  - （市） 行財政局長、給与課長、給与課係長3名、他2名  
水道局副局長、経営企画課長  
交通局副局長、経営企画課長  
教育委員会事務局総務部長、教職員課長
  - （組合） 市労連執行委員長、副執行委員長5名、書記長、他18名
4. 議 題：2023年度給与改定要綱の提案
5. 発言内容：

（市）平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、感謝申し上げます。  
本日は、給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思っております。

### 一 提案資料配布一

- ・令和5年度給与改定要綱（案）…別紙

それでは、お配りしました「令和5年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。  
まず、「1. 給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙「給料表改正案」のとおりといたします。また、企業職員につきましては、それぞれに対応する給料表といたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎としますが、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、高卒初任給など最高で12,000円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。

他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。

なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料に記載のとおり、行政職1級5号給、高卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行156,500円のところ、改正案では168,500円とし、12,000円の改善を、1級13号給、短卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行167,000円のところ、改正案では179,000円とし、高卒初任給と同様に12,000円の改善を、1級25号給、大卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行187,600円のところ、改正案では198,600円とし、11,000円の改善をしております。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定と同様、各級の高位号給の改定額を基本に改定を行いたいと考えております。

会計年度任用職員につきましては、この度の給料表の改正に伴い、適用する級・号給に改定がある場合は、会計年度任用職員の給料及び報酬の改定を行うことといたします。

次に「2. 係長級の処遇改善」についてです。人事・給与制度の見直しにおいて、令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円の引き上げに取り組んでおります。係長級の給

料月額について、令和5年4月までに3,000円の引き上げを行っておりますが、このたびの給料表改定によって生じた給料表の見直しに伴う経過措置額の解消分を用い、行政職給料表および医療職給料表（2）の係長級を対象に、全号給においてさらに700円の引き上げを行いたいと考えております。

次に、「3. 実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、令和5年4月1日といたします。

なお、これには会計年度任用職員のうち令和5年12月期の期末手当の支給要件を満たすものを含み、その他のものは令和5年12月1日からの適用といたします。

期末・勤勉手当の支給月数の改定及び今年度の年末手当の支給日等につきましては、現在、内部で検討を進めており、改めてお示しさせていただきます。

今年度の職員の給与改定につきまして、令和5年4月1日実施の職員については、その差額分について支給しなければならないものと考えております。

差額支給については、基本的には年内に実施をしたいと考えておりますが、会計年度任用職員に関する差額支給については、任期が短い方やパートタイムで勤務する方も多く、差額支給の対象者を特定する必要があるほか、支給にかかるシステム対応も必要となることから、時間を要する見込みであり、年度内に確実な形で実施したいと考えております。いずれにいたしましても、支給方法につきましては改めてお示しさせていただきたいと考えております。

差額支給については、基本的には年内に実施をしたいと考えておりますが、会計年度任用職員に関する差額支給については、任期が短い方やパートタイムで勤務する方も多く、差額支給の対象者を特定する必要があるほか、支給にかかるシステム対応も必要となることから、時間を要する見込みであり、年度内に確実な形で実施したいと考えております。いずれにいたしましても、支給方法につきましては改めてお示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(組合) 今、給料表の回答が示されましたが、我々が要求していた全世代の賃金引上げになっていません。非常に残念であることを指摘しておきます。

職場では、管理職から会計年度任用職員に対して、民間への委託が始まるのが理由で年度途中で雇用契約が切られることを言われています。会計年度任用職員の立場から言えば、雇用が継続されるかは重要であり、年度途中で契約を終えることはおかしいと言わざるをえません。今日の回答で給料は大幅に引き上げているが、雇用を守れないことは非常に残念です。高齢層への賃上げをしないことも含めて、非常に冷たい神戸市政と言われても仕方がないと思います。初任給を中心に大幅に引き上げて、優秀な人材を集めても、このようなことをしては人材が離れていくし、神戸市として何をしたいのか全く理解できません。

明日が交渉の山場になっています。まだ示されていない年末手当の回答も含めて、労使合意できるよう検討してもらいたいと思います。